

山口県報

平成24年
6月26日
(火曜日)

目次

公告	一
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(五件)(県民生活課)	二
平成二十四年度毒物劇物取扱者試験の実施(業務課)	三
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課)	四
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	四
土地改良事業の工事の完了(農村整備課)	四
選管告示	五
政治団体の名称等	六
政治団体の異動事項	六
解散等に係る政治団体の名称等	六
個人演説会等を開催することができる施設	六
個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正	六
不在者投票のできる介護老人保健施設の指定	七
不在者投票のできる老人ホームの指定	七



(二七九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年八月一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人野鳥やまぐち

代表者の氏名 川元 武

主たる事務所の所在地 山陽小野田市大字厚狭一七六八番地の四八

(二八〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年八月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人下関市肢体不自由児・者父母の会

代表者の氏名 林 由美子

主たる事務所の所在地 下関市貴船町三丁目四番一号

(二八一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年八月七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年六月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人優喜会
代 表 者 の 氏 名 富田 勝久
主たる事務所の所在地 光市大字小周防一六五八番地の一

(二八二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十四年八月十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月二十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年六月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人農村アメニティ研究会
代 表 者 の 氏 名 寺山 暢夫
主たる事務所の所在地 山口市糸米二丁目一三番三五号

(二八三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年八月十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月二十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日

平成二十四年六月十三日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人NPO萩みんなの図書館
代 表 者 の 氏 名 陽 信孝
主たる事務所の所在地 萩市大字江向五五二番地の二

(二八四) 平成二十四年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

平成二十四年六月二十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 試験の日時
平成二十四年十月二十日（土曜日）午前十時から正午まで
- 二 試験の場所
山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク
- 三 受験願書の受付期間
平成二十四年八月二十日（月曜日）から同年九月十四日（金曜日）まで（郵送の場合、九月十四日までの消印のあるものは、有効とする。）
- 四 受験願書等の提出先
最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）山口県健康福祉部薬務課に提出すること。
なお、郵送する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。
- 五 提出書類
（一） 受験願書
（二） 写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの）
- 六 受験手数料
一万千六百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 七 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表は、平成二十四年十一月二十一日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。
- 八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課(電話〇八三一九三三三〇一八)にすること。

(二八五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十四年六月二十六日から同年十月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 フジグラン宇部
 - 所在地 宇部市明神町三丁目一の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 名称 住
 - 住所 代表者の氏名
- 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 岡内 欣也
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	上原 治也	岡内 欣也
変更に係る事項	変更前	変更後

- 四 届出年月日
 - 平成二十四年五月二十三日
 - 変更年月日
- 五 平成二十年六月二十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 西恩田商業施設
- 所在地 宇部市神原町二丁目三七九〇の四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 名称 住
- 住所 代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 岡内 欣也

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	上原 治也	岡内 欣也
変更に係る事項	変更前	変更後

- 四 届出年月日
 - 平成二十四年五月二十三日
 - 変更年月日
- 五 平成二十年六月二十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 ダイキ宇部店
- 所在地 宇部市明神町二丁目二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 名称 住
- 住所 代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 岡内 欣也

変更に係る事項	変更前	変更後
変更に係る事項の概要		

大規模小売店舗を設置する者の
代表者の氏名

上原 治也

岡内 欣也

- 四 届出年月日
平成二十四年五月二十三日
変更年月日
平成二十年六月二十六日

(二八六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十四年六月二十六日から同年十月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び萩市商工観光部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグエクストラ萩店
所在地 萩市大字椿二二一五の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二二 岩本 隆雄
株式会社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の住所	兵庫県姫路市北条口四丁目四		
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	マックスバリュ西日本株式会社		

- 四 届出年月日
平成二十四年五月二十四日
変更年月日
平成二十三年十月三日

(二八七) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年六月二十六日から同年十月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び萩市商工観光部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグエクストラ萩店
所在地 萩市大字椿二二一五の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二二 岩本 隆雄
株式会社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	マックスバリュ西日本株式会社	午前八時	午前七時
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻		午前七時三〇分から午後一〇時三〇分まで	午前六時三〇分から午後一〇時三〇分まで
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻			

- 四 届出年月日
平成二十四年五月二十四日
変更年月日
平成二十四年六月一日

(二八八) 土地改良事業の工事の完了
次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十四年六月二十六日

山口県知事 二井 関成

県営みね地区中山間地域総合整備事業

二 事業の種類
暗渠排水

三 工事完了の時期

平成二十二年一月二十七日

- 一 事業の名称
県営みね地区中山間地域総合整備事業
- 二 事業の種類
用排水施設の改修
- 三 工事完了の時期
平成十八年八月七日

- 一 事業の名称
県営みね地区中山間地域総合整備事業
- 二 事業の種類
農道の整備
- 三 工事完了の時期
平成二十年十一月二十一日

- 一 事業の名称
県営みね地区中山間地域総合整備事業
- 二 事業の種類
ため池の整備
- 三 工事完了の時期
平成二十四年二月二十七日

- 一 事業の名称
県営みね地区中山間地域総合整備事業
- 二 事業の種類
ほ場の整備
- 三 工事完了の時期
平成二十三年三月二十三日

一 事業の名称



山口県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年六月二十六日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 顯

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
上田和夫後援会	上田 和夫	上田 和夫	防府市大字田島663の1		平成24、5、11
武村一郎後援会	西村 謙	吉本 光興	華浦2丁目9番5号		〃 〃 1
橋本龍太郎後援会	橋本龍太郎	橋本宏次郎	大字上右田/650の1		〃 〃 7
藤村こずえ後援会	青木 岩夫	内田 義彦	華園町2番25号		〃 〃 29
安村政治後援会	安村 政治	藤本 真之	大字田島2275		〃 〃 22
吉田芳春後援会	吉田 雅彦	吉田八重子	大島郡周防大島町久賀6972		〃 〃 8

政治団体の名称	代表者の氏名		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
	氏名	公職の種類				

民主党山口県第3区総支部	中屋 大介 衆議院議員	中屋 孝好 宇部市西樫返3丁目1番8号	平成24、5、14
--------------	-------------	---------------------	-----------

規程第197号に定める第1号に於ける関係団体かつ市町村の上の区域等として単設けられた政党の支部

山口県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十四年六月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顯

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
		新	旧	
自由民主党東和支部	代表者	新山 文雄	山本 保	平成24、5、17
	会計責任者	内山 純夫	伊藤 和弘	
中林堅造後援会	代表者	田中 信治	中林 堅造	〃〃〃
	事務所	防府市戎町1丁目10番10号	防府市千日号2丁目1番7号	
山口県鍼灸政治連盟	会計責任者	野草 哲平	鸕 由美子	〃〃〃
	事務所	光市虹ヶ丘4号1丁目7番4号	光市虹ヶ丘5号2丁目7番12号	
山口県石油政治連盟	代表者	塔野 毅	西尾 正嗣	〃〃〃
	事務所	弘田 公	柏原 伸二	
山本繁太郎後援会	事務所	山口市駅通り1丁目7番8号	柳井市新市沖5番20号	〃〃〃

山口県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七條第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年六月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顯

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
俊光会	高杉 敏也	末広 綾子	山口市木町3丁目2番6号	平成22、6、1
新山口市民倶楽部	末広 綾子	原 信義	〃 〃 〃 古熊 / 丁目6番11号	〃 〃 〃
田辺じゅんすけ後援会	河野 直嗣	今井 健彦	美祿市大嶺町北分938の1	平成24、4、30
山口民社協会	西田 健一	岡本 謙一	山口市中央2丁目4番5号	平成23、12、28

山口県選挙管理委員会告示第四十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一條第一項第三号の規定により市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができるとする施設は、次のとおりである。

平成二十四年六月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顯

名称	所在地	指定年月日
萩市立見島ふれあい交流 センター	萩市見島三二六の二二	平成二四、六、一四

山口県選挙管理委員会告示第四十五号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成八年山口県選挙管理委員会告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長

上符正 顕

「秋市見島総合センター」 見島九五の一
削る。 " " " " " を

山口県選挙管理委員会告示第四十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる介護老人保健施設を次のとおり指定した。

平成二十四年六月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長

上符正 顕

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
花和の里	介護療養型老人保健施設	山口市下小鯖	一五二二		平成二四、	六、	一五		

山口県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成二十四年六月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長

上符正 顕

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
ライト梨花の里	特別養護老人ホームサテライト	下関市豊北町大字滝部	二九六九の一		平成二四、	六、	一五		

平成二十四年六月二十六日
印刷発行

発行人
所

山口県知事
庁